

資料一

志津見ダム水源地域ビジョン策定委員会 委員会規約(案)

平成23年12月12日

志津見ダム水源地域ビジョン策定委員会事務局

「志津見ダム水源地域ビジョン策定委員会」設立趣意

飯南町は一級河川神戸川の源流を成す深い森林と美しい清流に育まれた豊かな自然環境を有し、町域には、恵まれた自然環境を活かした「東三瓶フラワーバレー」「県民の森」や、温泉・スキー場などの観光施設が存在し、多くの人々が足を運んでいます。現在、飯南町では「東三瓶フラワーバレー」で開催されるポピー祭り、コスモス祭りなど、地域に根付いたイベントもあり、これらの観光と地場産業の連携による地域活性化が着実に展開されています。また、今年完成した志津見ダムは、地域の新たな資源として活用することが期待されています。

一方、国土交通省では、今後のダム管理においては従来からダムに求められていた治水・利水の機能に加え、ダムやダム周辺の自然、地域文化等を利用して水源地域の自立的・持続的な活性化を図るとともに、水源地域が有する公益的な機能を確保することで、バランスのとれた流域圏の発展を図ることを目的に、水源地域活性化の行動計画として「水源地域ビジョン」を策定する施策を進めています。

このため、志津見ダムの水源地域においても、水源地域が有する様々な資源と志津見ダムの積極的な活用等によって水源地域の活性化を図るために、水源地域の自治体である飯南町を中心に、地元住民、関係諸機関、ダム管理者等が共同で「志津見ダム水源地域ビジョン策定委員会」を設立し、水源地域ビジョンの検討・策定を進めていきます。

平成23年12月12日

志津見ダム水源地域ビジョン策定委員会 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、「志津見ダム水源地域ビジョン策定委員会」（以下「委員会」という）と称する。

（目 的）

第2条 本委員会は、志津見ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図るための行動計画である「志津見ダム水源地域ビジョン」（以下「水源地域ビジョン」という。）を策定することを目的とする。

（組織等）

第3条 委員会の委員は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長が委嘱する。

- 2 委員は、別表1に掲げるとおりとする。
- 3 委員会には、委員の互選によって委員長をおく。
- 4 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 5 委員会の任期は水源地域ビジョンが策定されるまでの期間とする。
- 6 委員会は必要に応じて検討会や懇談会等を設け、意見・提案を受けることができる。

（議事）

第4条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長をつとめる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。但し、代理出席を認めるものとする。

（公開）

第5条 委員会の会議については、原則として公開とする。

- 2 委員会に提出された資料については、原則として公開とする。
- 3 但し、個人情報を取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。

- 2 事務局は、委員長の指示を受け委員会の遂行に必要な一切の事務を行う。

（規約の効力）

第7条 本規約は、水源地域ビジョンの策定の完了に伴い、その効力を失う。

（その他）

第8条 本規約に定めのない事項については、委員長が委員会に諮りこれを定める。

附 則

本規約は、平成23年12月 日から施行する。

■別表 1 志津見ダム水源地域ビジョン策定委員会 委員名簿

(敬称略)

所 属 等	氏 名	備 考
志津見ダム周辺活性化総合整備推進委員会 会長	やま した きよし 山 下 潔	
飯南町長	やま さき ひで き 山 碕 英 樹	
島根県 土木部 斐伊川神戸川対策課長	あま つ よし ろう 天 津 芳 郎	
島根県 雲南県土整備事務所長	うえ だ みつ ひろ 植 田 充 弘	
国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所長	ひら やま だい すけ 平 山 大 輔	